

No	補助・単独	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係	事業始期	事業終期	実施計画 総事業費 （千円）	決算額		事業の実施状況	事業の効果・検証
									うち 臨時交付金		
1	単	低所得者世帯緊急生活支援給付金支給事業費	①コロナ禍において物価高が続く中で住民税非課税世帯への支援を行うことで、低所得者の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額 令和5年度住民税非課税世帯 22,096世帯×30千円＝662,880千円 事務費 99,219千円 ④令和5年度分の住民税非課税世帯（22,096世帯）	④-IV、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.6.1	R6.1.31	762,099	759,080	759,080	【支給期間（支給日）】 R5.8.3～R5.11.17 【実施状況】 給付件数21,995件	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞による影響をより大きく受ける低所得世帯への生活支援として、効果があったものとする。
2	補	保育対策事業費補助金	①民間保育施設等に対し新型コロナウイルス感染症の感染防止のために必要な消耗品の購入などに要した経費や保育所等で働く職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助するもの。 ②負担金、補助及び交付金 ③補助基準額500千円×15施設 7,500千円 補助基準額400千円× 4施設 1,600千円 ④市内民間認可保育所、市内認定こども園（保育所型、幼保連携型）	⑤-IV-1、ウィズコロナ下での感染症対応の強化	R5.5.25	R6.3.31	9,100	1,393	700	感染拡大防止のためにマスクや消毒液等を購入する経費について、認可保育所、認定こども園7施設に支援した。	職員が感染症の対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施することが可能となった。
3	補	学校保健特別対策事業費補助金	① 新型コロナウイルス感染症対策として、児童の安心安全な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組、児童の学びの保障をするための取組に必要な経費を、学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校教育活動体制の整備を支援する。 ② 消耗品費、役務費、備品購入費 ③ 消毒液等保健衛生用品購入経費 12,120千円 衛生環境向上に必要な備品等購入経費 5,186千円 感染症対策のためのクリーニング経費 244千円 ④ 市内17小学校	⑤-IV-1、ウィズコロナ下での感染症対応の強化	R5.7.3	R6.3.31	17,550	17,550	8,775	市内17小学校に対し、感染症対策としての換気を効果的に行うための温度調整物品や空気清浄機等の購入などの取り組みを実施。	効果的な換気を行うための物品を購入することにより、学校教育活動体制の整備に寄与した。
4	補	学校保健特別対策事業費補助金	① 新型コロナウイルス感染症対策として。生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組、生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費を、学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校教育活動体制の整備を支援する。 ② 消耗品費、役務費、備品購入費 ③ 消毒液等保健衛生用品購入経費 7,420千円 衛生環境向上に必要な備品等購入経費 3,192千円 感染症対策のためのクリーニング経費 188千円 ④ 市内12中学校	⑤-IV-1、ウィズコロナ下での感染症対応の強化	R5.7.3	R6.3.31	10,800	10,800	5,400	市内12中学校に対し、感染症対策としての換気を効果的に行うための温度調整物品や空気清浄機等の購入などの取り組みを実施。	効果的な換気を行うための物品を購入することにより、学校教育活動体制の整備に寄与した。
5	単	おたるプレミアム付商品券事業費	① 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、消費の低迷が続く市内経済が大きな影響を受けていることや物価の高騰による影響を受けている市民生活の支援のため、市内全業種を対象とした商品券事業により、市民の消費喚起を図り、中小・小規模事業者の事業継続を支援するほか市民生活の支援を行う。 ② 負担金・補助及び交付金 ③ プレミアム相当分 210,000千円（3000円×70,000冊） 事務費等 62,600千円 （委託料62,300千円,事務用品費等250千円,郵便料等50千円） ④ 実行委員会、市民	④-IV、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.6.1	R6.3.31	272,600	260,555	260,555	プレミアム付商品券を発行する実行委員会に対する支援を実施。 販売冊数70,000冊。	新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰により低迷した市内経済の回復のため、市民の消費喚起を図り、事業者の事業継続に寄与した。

6	単	貨物自動車運送事業者支援事業費	①コロナ禍の影響に加え、原油価格高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業を営む中小事業者等に対し支援を行うため、市内に本社又は営業所を置く、一般貨物自動車運送事業を営む中小事業者又は貨物軽自動車運送事業を営む中小事業者に対し支援金を支給する。 ②負担金補助及び交付金、需用費、役務費 ③・支援金額 （一般貨物自動車運送事業） 300千円×100事業者＝30,000千円 （貨物軽自動車運送事業） 50千円×60台＝3,000千円（上限300千円） ・事務費 1,000千円 （会計年度任用職員人件費540千円,事務用品費等410千円,郵便料等50千円） ④一般貨物自動車運送事業を営む中小事業者又は貨物軽自動車運送事業を営む中小事業者	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.3	R6.3.21	34,000	28,728	28,728	コロナ禍の影響に加え、原油価格高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業を営む中小事業者等に対し支援を実施。 イ：一般貨物自動車輸送事業 84事業者 ロ：貨物自動車運送事業 50千円×30台 100千円×5台 150千円×2台 300千円×1台	コロナ禍の影響に加え、原油価格高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業を営む中小事業者等を対象に支援金を支給したことにより、事業継続支援に寄与した。
7	単	一般廃棄物収集運搬事業者等支援金給付事業費	①コロナ禍の影響に加え、原油価格高騰の影響を受けている一般廃棄物収集運搬等を営む中小事業者等に対し支援を行うため、市内に本社を置く、①市から一般廃棄物収集運搬業の許可又は再生利用業の許可を受けた者②小樽市一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭から排出されるごみの収集運搬を行う者③市の資源回収事業者として登録を行い、現に資源回収を行っている者に対し支援金を支給する。 ②負担金補助及び交付金、需用費、役務費 ③・支援金額 ・車両2台目まで1台当たり50千円 @50千円×38台＝1,900千円 ・車両3台目以降1台当たり30千円 @30千円×170台＝5,100千円 ・事務費 100千円 （事務用品費等90千円,郵便料等10千円） ・計 (ｱ)+(ｲ)+(ｵ)＝ 7,100千円 ④一般廃棄物収集運搬等を営む中小事業者等（19事業者）	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.4	R5.10.11	7,100	7,010	7,010	市内に本社を設置する一般廃棄物収集運搬事業者又は資源回収業者に対する支援を実施。 件数19件	コロナ禍や原油価格高騰の影響を受けている事業者の事業継続に寄与した。
8	単	障害福祉施設電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費	①コロナ禍において、物価高騰に直面する民間障害福祉施設に対する、物価高騰対策の支援を行い安定的な施設運営を図る。 ②支援金・事務費 ③ ・居宅系施設（29施設）@50千円×29施設＝1,450千円(ｱ) ・通所系施設（67施設）@5千円×定員1,276人＝6,380千円(ｲ) ・入所系施設（26施設）@10千円×定員768人＝7,680千円(ｵ) ・事務費 155千円(ｴ) （事務用品費等121千円,郵便料等34千円） ・計 (ｱ)+(ｲ)+(ｵ)+(ｴ)＝ 15,665千円 ④市内民間障害福祉施設（122施設）	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.10	R5.10.31	15,665	13,624	13,624	物価高騰に直面する障害福祉施設に対する、物価高騰対策の支援を行い安定的な施設運営を支援した。	コロナ禍における物価高騰に直面する障害福祉施設の経営等安定化に寄与した
9	単	介護保険施設電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費	①コロナ禍において、物価高騰に直面する民間介護保険施設に対する、物価高騰対策の支援を行い安定的な施設運営を図る。 ②支援金・事務費 ③ ・居宅系施設（111施設）@50千円×111施設＝5,550千円(ｱ) ・通所系施設（57施設）@5千円×定員1,269人＝6,345千円(ｲ) ・入所系施設（76施設）@10千円×定員2,941人＝29,410千円(ｵ) ・事務費 413千円(ｴ) （事務用品費等313千円,郵便料等100千円） ・計 (ｱ)+(ｲ)+(ｵ)+(ｴ)＝ 41,718千円 ④市内民間介護保険施設（244施設）	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.1	R5.10.31	41,718	37,854	37,854	対象事業所のうち、申請のあった介護事業所114法人218事業所に対し給付金支給による支援を実施。	新型コロナウイルス及び光熱費、食料料費等の物価高騰の影響で厳しい経営を強いられている状況で日常生活に欠かせない介護サービスを提供している事業所の安定した運営継続を支援することができた。

10	単	保育施設等物価高騰対策支援事業費	①コロナ禍において、物価高騰に直面する民間保育施設等に対する、物価高騰対策の支援を行い安定的な施設運営を図る。 ②支援金・事務費 ③定員区分ごとに支援金を支給 ・定員40名以下@100千円×7施設＝700千円(ア) ・定員41～50名@225千円×3施設＝675千円(イ) ・定員51～60名@350千円×7施設＝2,450千円(ウ) ・定員61～70名@475千円×2施設＝950千円(エ) ・定員71～80名@600千円×4施設＝2,400千円(オ) ・定員81名以上@725千円×7施設＝5,075千円(カ) ・認可外保育所@50千円×18施設＝900千円(キ) ・事務費 50千円(ク) (事務用品費等38千円,郵便料等12千円) ・計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)＝13,200千円 ④市内民間保育施設 (48施設)	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.4	R6.2.16	13,200	13,022	13,022	コロナ禍において、物価高騰に直面する保育施設等 4 5 施設に対し支援を実施した。	事業の実施によりコロナ過による物価高騰の影響がある中、安定的な保育施設等の運営に寄与した。
11	単	感染症対策改修整備等事業費補助金	①民間保育施設等に対し新型コロナウイルス感染症の感染防止のために必要な換気装置、非接触型蛇口への交換など簡易な施設改修や設備の導入に要した経費を補助するもの。 ②負担金、補助及び交付金 ③補助基準額@1,029千円×3施設＝3,087千円 補助基準額@513千円×1施設＝513千円 (北海道補助金 2,400千円を充当) ④市内民間認可保育所 2施設、市内認定こども園 2施設	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	R5.7.5	R6.3.29	3,600	3,328	1,111	民間保育施設 4 施設に対し,新型コロナウイルス感染症の感染防止のために必要な換気装置、非接触型蛇口への交換など簡易な施設改修や設備の導入に要した経費を支援した。	園児や職員の感染防止策を講じたことで、事業を継続的に実施することが可能となった。
12	単	医療機関エネルギー価格高騰支援金給付事業費	①コロナ禍において、物価高騰に直面する民間医療機関に対する、物価高騰対策の支援を行い医療機関の安定的な運営を図る。 ②支援金・事務費 ③ ・病院（15病院）@12千円×2,835床＝34,020千円(ア) ・有床診療所（12診療所）@200千円×12診療所＝2,400千円(イ) ・無床診療所（128診療所）@100千円×128診療所＝12,800千円(ウ) ・薬局（76薬局）@50千円×76薬局＝3,800千円(エ) ・事務費（郵便料）50千円(オ) (事務用品費等14千円,郵便料等36千円) ・計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ) ＝ 53,070千円 ④市内民間医療機関（231機関）	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.7	R5.10.31	53,070	52,961	52,961	市内医療機関231件に支援金を支払った。	コロナ禍における物価高騰の中、医療機関の収入である診療報酬は固定であり、エネルギー価格の増減に合わせて変動することはないため、エネルギー価格高騰分の一部を支援し、経営を安定させることに効果があった。
13	単	公衆浴場業支援金給付事業費	①コロナ禍において、物価高騰に直面する生活衛生事業者のうち、民間公衆浴場（物価統制令によって入浴料金が統制されている普通浴場に限る。）に対する、物価高騰対策の支援を行い衛生管理を確保し、安定的な事業継続を図る。 ②支援金 ③ 【公衆浴場】 令和3年度の入浴料収入に応じて支援金を支給 ・500万円以下 @300千円×1施設＝300千円(ア) ・500万円超1千万円未満 @600千円×3施設＝1,800千円(イ) ・1千万円以上 @900千円×1施設＝900千円(ウ) ・計 (ア)+(イ)+(ウ)＝3,000千円 ④民間公衆浴場（5施設）	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.5	R5.9.29	3,000	3,000	3,000	公衆浴場 5 施設について、支援金を給付した。	コロナ禍における燃料価格高騰の中においても、衛生的管理を確保しながら事業を継続することに効果があった。

14	単	クリーニング業支援金給付事業費	①コロナ禍において、物価高騰に直面する生活衛生事業者のうち、クリーニング業を営む中小事業者に対する、物価高騰対策の支援を行い衛生管理を確保し、安定的な事業継続を図る。 ②支援金・事務費 ③ 【クリーニング業】事業規模により支援金を支給 ・個人事業主 @300千円×7施設＝2,100千円(ア) ・法人（従業員100人未満） @600千円×14施設＝8,400千円(イ) ・法人（従業員100人未満） @900千円×2施設＝1,800千円(ウ) ・事務費（郵便料） 6千円(エ) ・計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)＝12,306千円 ④クリーニング業を営む中小事業者(23事業者)	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.5	R5.9.29	12,306	11,106	11,106	クリーニング業について、個人事業主7施設、法人（従業員100人未満）12施設、法人（従業員100人以上）2施設の合計21施設に支援金を給付した。	コロナ禍における燃料価格高騰の中においても、衛生的管理を確保しながら事業を継続することに効果があった。
15	単	街路防犯灯維持費支援金給付事業費	①コロナ禍において、電気料金の高騰に直面する街路防犯灯を管理する団体（町内会・商店街）の負担を軽減し、地域の安全を維持できるよう支援する。 ②支援金・事務費 ③ 令和4年度の年間電気料金により支援金額を区分する ・210万円以上240万円未満 @800千円× 1団体＝800千円(ア) ・180万円以上210万円未満 @700千円× 1団体＝700千円(イ) ・150万円以上180万円未満 @590千円× 1団体＝590千円(ウ) ・120万円以上150万円未満 @480千円× 2団体＝96 0 千円(エ) ・90万円以上120万円未満 @380千円× 7団体＝2,660千円(オ) ・60万円以上 90万円未満 @260千円× 7団体＝1,820千円(カ) ・30万円以上 60万円未満 @160千円×27団体＝4,320千円(キ) ・20万円以上 30万円未満 @ 90千円×29団体＝2,610千円(ク) ・10万円以上 20万円未満 @ 50千円×39団体＝1,950千円(ケ) ・5万円以上 10万円未満 @ 20千円×40団体＝800千円(コ) ・1万円以上 5万円未満 @ 10千円×46千円＝460千円(サ) ・事務費（郵便料） 70千円(シ) （事務用品費等36千円,郵便料等34千円） ・計 (ア)から(シ)＝17,740千円 ④街路防犯灯を管理する団体（町内会・商店街）200団体	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.18	R5.10.31	17,740	17,653	17,653	コロナ禍において、電気料金の高騰に直面する街路防犯灯を管理する団体（町内会・商店街）191団体に支援金を支給した。	コロナ禍において、電気料金の高騰に直面する街路防犯灯を管理する団体の負担を軽減し、地域の安全の維持に寄与した。
16	単	公共交通事業者等支援事業費	① コロナ禍の影響に加え、原油価格高騰の影響を受けている交通事業者（市内に本店又は営業所を置く、路線バス、貸切バス、タクシー事業者）に対し支援を行う。 ② 負担金補助及び交付金、需用費、役務費 ③・支援金額 （基本額）法人：@200千円×14社＝2,800千円 個人：@100千円×82者＝8,200千円 （加算額）バス：@50千円×201台＝10,050千円 タクシー：@10千円×338台＝3,380千円 ・事務費 消耗品費 106千円 郵送料 17千円 ④ 市内に営業所を置く交通事業者等（106事業所）	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.7.10	R5.7.24	24,553	23,944	23,944	バス及びタクシー事業者に対して、94件の支援を実施。	コロナ禍で影響を受けた地域公共交通の維持に寄与した。

17	単	学校給食費保護者負担軽減事業費	①コロナ禍において、物価高騰による小中学生の保護者（※教職員分を除く。）の負担を軽減するため、小中学校における学校給食費を4か月分（R5.9～R5.12）無償化し、子育て世帯の生活支援を図る。 ②負担金補助及び交付金（学校給食費の無償化分※教職員分除く） ③無償化した給食費相当額を学校運営協議会へ補助 ・小学校低学年@4,150円×1,239人×4月＝20,567,400円(ア) ・小学校低学年（特学）@2,075円×39人×4月＝323,700円(イ) ・小学校高学年@4,250円×1,408人×4月＝23,936,000円(ウ) ・小学校高学年（特学）@2,125円×35人×4月＝297,500円(エ) ・中学校1・2年@5,060円×1,022人×4月＝20,685,280円(オ) ・中学校1・2年（特学）@2,530円×24人×4月＝242,880円(カ) ・中学校3年@4,930円×491人×4月＝9,682,520円(キ) ・中学校3年（特学）@2,465円×13人×4月＝128,180円(ク) ・計（ア）+（イ）+（ウ）+（エ）+（オ）+（カ）+（キ）+（ク）＝75,864千円 ④子育て世帯（小中学生の保護者（※教職員分を除く。））	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.9.1	R5.12.25	75,864	75,864	75,864	児童生徒に係る令和5年9月～12月の4か月分の給食費を無償化した。	食材や諸物価高騰の中、学校生活において支出の大きなウェイトを占める給食費を無償化することで、保護者の経済的負担の軽減に寄与した。
----	---	-----------------	---	------------------------------------	--------	----------	--------	--------	--------	-----------------------------------	--